

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第6回会議（定例会）

1 期 日 令和2年9月9日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時39分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	藤谷 誠
企 画 管 理 部 次 長	長谷川 聡
教 育 総 務 課 長	浅尾 智康
財 務 課 長	榊田 善啓
教育振興部	
教 育 振 興 部 長	中村 敏行
学 校 危 機 管 理 監	望月 賢二
教 育 振 興 部 次 長	萬谷 至康
生 涯 学 習 課 長	大森けい子
学 習 指 導 課 長	佐藤 晴光
特 別 支 援 教 育 課 長	青木 隆一
教 職 員 課 長	酒井 昌史
教 育 振 興 部 副 参 事	富田 浩明
文 化 財 課 長	田中 文昭

企画管理部

教育総務課委員会室主査	齋藤 智史
教育政策課主幹兼教育広報室長	金井 一喜
財務課副主査	矢野 亮平
同 副主査	小原 慶太

教育振興部

学習指導課高等学校指導室主幹	丸山 誠一
同 指導主事	横山 和穂
特別支援教育課主幹兼教育課程指導室長	松田 厚
同 指導主事	高梨美佐子
教職員課主幹兼管理室長	増田武一郎
同 管理主事	澁谷 義範
同 管理主事	鈴木 順
同 主幹兼人事室長	和久 純
同 管理主事	西野 将司
文化財課主幹兼学芸振興室長	神野 信
同 副主幹	乃一 哲久

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 副主査	稲田 敏志
同 副主査	宮野 勝典

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 令和2年度第5回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第28号議案から第31号議案の議案4件と第5号報告の報告議案1件、報告1及び報告2の報告2件である。第30号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第31号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第28号議案 令和2年度末及び令和3年度公立学校職員人事異動方針について

【教職員課長】

議案2ページを御覧いただきたい。人事異動の目的は、各学校が校内組織を活性化し今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、本県教育の一層の振興を図ることにある。現在、管理職の大幅交代期を迎えており、適任者の登用及び配置を一層推進することが求められている。また、学校における働き方改革を推進し教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えるとともに、子供たちの成長

に真に必要な効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにしていくには、管理職等の組織マネジメント力がこれまで以上に求められる。

そこで、「第1一般方針」の項目5の文言を昨年度までの「管理と指導に優れた適任者の管理職等への登用及び配置に努める。」から「組織マネジメント等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。」に改めるとともに、新たに「働き方改革を核とする」という文言を加え管理職等に求められる資質をより明確にした。この人事異動方針に基づき、今後、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校別に人事異動実施細目を定め、適正な人事配置に努めていく。

【貞廣委員】

管理を含めた組織マネジメントが学校の教育力の向上につながる。「管理」を「組織マネジメント力」に改めたことは歓迎すべきことであり、先生方にその重要性が認識されることを望む。働き方改革の実現が、昨今の教育現場における喫緊の課題であることから、「働き方改革を核とする」という文言を加えたことに異論はない。しかし、学校運営の充実、適正化の核となるのは、働き方改革よりも学校教育目標の実現であり、子供たちの健やかな学びの保障である。このような書きぶりを行っているが、学校教育目標の実現が学校運営や組織マネジメントの目的であることを併せて先生方に周知してほしい。

【澤川教育長】

人事異動方針は多くの職員の人事を扱う基本になるものである。毎年大きく変更するものではないが、説明のあった変更点以外で内容面での変更はあるか。

【教職員課長】

大きな変更点はない。

【澤川教育長】

第28号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第28号議案は、原案どおり可決する。

第29号議案 千葉県立博物館の今後の在り方の策定について

【文化財課長】

議案資料4-1ページを御覧いただきたい。本「在り方(案)」の原案は、3月23日の千葉県生涯学習審議会の答申に基づき取りまとめ、その後、6月12日に報道発表を行い、6月16日から7月15日までパブリックコメントを実施し、県民の皆様からいただいた135件の貴重な意見を参考に、一部修正を行い、本日の「在り方(案)」としたものである。本「在り方(案)」のポイントは、これからの県立博物館は、全県域を俯瞰した資料収集・保管、調査・研究、教育普及等を行い、県の魅力、県民の誇りとなるような文化・自然等の発信・紹介に努めること、また、効率的かつ高度化した博物館資料の一元管理を進め、地域史と特定テーマを扱う博物館は、長期的な視点で地元での利活用を含め、現状の県運営の在り方を見直すという、県立博物館・美術館の今後の役割と施設整備の方向性を定めたことにある。

議案資料4-3ページの上段にある中央博物館、分館海の博物館、房総のむら、美術館の4施設については今後も県直営もしくは指定管理者制度による運営を維持する。一方、最下段にある地域史と特定テーマを扱う博物館のうち、(1)中央博物館大利根分館は地元市での利活用の計画がないことから廃止もやむをえないものとし、(2)(3)(4)の中央博物館大多喜城分館、

関宿城博物館、現代産業科学館は地元市町での活用に向け協議を進めるとともに、中央博物館への機能集約を図ることとしている。今後は、この方向性の下に県立博物館・美術館の施設整備、機能集約を進め、誰もが千葉県の魅力に触れ、学び親しむために何度も足を運びたい博物館を目指していきたい。

【井出教育長職務代理人】

中央博物館に集約するのは良い事だと思う。議案に記されていることが実現すれば、素晴らしい博物館になる。以前博物館を視察した際、学芸員の方々が児童生徒の関心や興味を深める上で学校の先生方とは異なる視点で指導をされていると感じた。学校教育現場での活用を具体的に提案してもらいたい。

【岡本委員】

地域史と特定テーマを扱う博物館が集約されると、県民にとってはアクセスが不便になる。集約により実質的にハードは減少するので、その点は、学芸員の充実を図り、ソフト面で補うなど、しっかりと対応してもらいたい。

【佐藤委員】

歴史に関する文献資料は重要である。議案17ページに記載されているとおり、文書館、図書館とも連携を深め、大切な物をしっかりと残し、千葉県民の宝となるようお願いしたい。

【文化財課長】

学校教育への支援については、議案19ページ「(4)教育・普及」で、参加体験事業などを充実させていくことを記述している。本日の意見を参考に、しっかりと進めていきたい。

【井出教育長職務代理人】

「教員のための博物館の日」、「教職員を対象とした研修会」とは、具体的にどのようなものか。

【文化財課長】

学校教育の支援を目的に、博物館が保有する資料や資源を生かした教員向けの様々なプログラムを用意しており、これらを活用した事業を実施している。

【澤川教育長】

誰もが何度も足を運びたい博物館を目指して、しっかりと取り組んでももらいたい。

【澤川教育長】

第29号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第29号議案は、原案どおり可決する。

第5号報告 教育委員会所管に係る令和2年度9月補正予算案について

【財務課長】

議案5ページを御覧いただきたい。本件は令和2年度9月補正予算案を知事が議会に提出するに当たり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年8月28日付けで本委員会に意見が求

められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により教育長が臨時に代理し、6ページのとおり、9月1日に知事に対して本委員会として異議ない旨、回答したことを報告するものである。

議案資料5-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、10億9,332万8千円の減額であり補正前の額と合わせると予算額は、3,840億7,611万5千円となる。性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりである。次に補正予算案に係る主な内容について説明する。議案資料5-2ページを御覧いただきたい。(1)「教職員人件費(給料等)」は、6月時点の人員構成で積算し、所要額を精査したところ、7億8,519万2千円の減額を行う。(2)「単純労務委託等事業」は、県立学校における学校技能員、運転手などの単純労務に係る委託の入札執行残等で、5,387万円の減額を行う。(3)「その他減額事業の主なもの」は、東京オリンピック・パラリンピックの延期に伴い、「オリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業」の出場選手等を題材にした教材用DVDの作成経費等や「特別支援学校を拠点とした障害者スポーツ振興事業」のオリンピック・パラリンピック観戦に係る旅費等で1,172万1千円の減額、ちばアクアラインマラソンの開催中止に伴い、実行委員会等の経費で1億1,900万円を減額する。

【岡本委員】

教職員の人件費に係る減額補正は珍しいのではないかと思うが、コロナによる休校によるものなのか。

【財務課長】

教職員の人件費については、6月現在の人員構成で積算をしている。小中学校や高等学校の職員数は減少している一方、特別支援学校の職員は増加となっている。これらを精査した結果、減額補正となった。

【岡本委員】

単純労務委託等事業についてはどうか。

【財務課長】

単純労務委託等事業については、委託料の入札残、4月と5月にコロナの影響による未配置となった分を精査した結果、約5,400万円の減となっている。

【澤川教育長】

人件費は前年度の人数で予算を組んで、例年9月補正で実際の児童生徒数、学校の統廃合等の状況をみて実態に合わせる形で予算を補正するというやり方をとっている。小中学校は少子化の影響で児童生徒数が減り、それに合わせて教職員数も減っている。ただ、特別支援学校や特別支援学級は増えており、プラスマイナスがある。今年度については、少子化の影響の方が大きくマイナスとなっている。

単純労務委託等事業については、入札の結果、当初計画をしていたほどお金が必要ではなかったということであり、入札の結果を積み上げたものと理解いただきたい。

【岡本委員】

単価はあまり変わらないと思うが、コロナの影響による需要減が大部分か。

【澤川教育長】

コロナの影響か、入札の結果か、どちらが大きいのか。

【財務課長】

入札差金の方がかなりの部分を占める。

第5号報告は終了。

報告 1 令和 3 年度使用県立高等学校教科用図書の採択について

【学習指導課長】

令和 3 年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第 12 条第 7 号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。報告資料 1 ページを御覧いただきたい。県立高等学校の教科用図書の採択のしくみについて示したものである。県立高等学校の教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 項及び県立高等学校管理規則第 15 条により、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき、教育委員会が採択することとなっている。また、採択は千葉県教育委員会行政組織規則第 12 条第 7 号の規定に基づき、教育長の専決事項となっている。文部科学省から通知された、教科書採択に係る特に留意すべき事項を域内の全ての県立高等学校に対して周知するとともに、県民から教科書採択にいかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すように指導してきた。具体的な採択の流れは、県立高等学校では、教科書選定原案の作成に向けて、各教科会、教科書選定委員会、職員会議等、審議の中で学校選定案を策定し、最終的に学校長が決裁する。その後、県立高等学校教科書の選定及び需要数の報告書を作成し、県教育委員会に提出する。事務局では各学校から報告された書類をもとに、令和 3 年度使用教科書一覧表や教科書選定理由書などの記載内容について精査し、必要があれば指導・助言を行ってきた。県教育委員会では、今年度もすべての学校において校内における十分な審議及び調査研究を経て教科書の選定が公正に行われたことを確認した。また、各高等学校からの提出書類を基に、校長が選定した教科書が、各学校の教育活動を効果的に行うために適正であるか、生徒の実態に即しているかなどの選定理由等について慎重に審議した結果、適切であると判断し教育長の専決をいただいたところである。

報告資料 2 ページを御覧いただきたい。今年度の主な日程と通知などを示した。具体的な通知であるが、令和 2 年 4 月に「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」や、「令和 3 年度使用県立高等学校等教科書の選定について（通知）」を発出し、教科書採択における公正を確保するとともに、本県の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準を各学校に示した。これらのことについては、例年 5 月に各学校の教務主任を対象とした「高等学校教科書選定連絡協議会」で徹底しているところであるが、今年度は新型コロナウイルスの影響から、資料等を各学校に送付し徹底することで代替した。また、各学校で行う教科書の選定が公正で十分な審議や調査研究を経て校長決裁により行われたことを確認するため、令和 2 年 6 月 16 日に発出した「令和 3 年度使用教科書の選定及び需要数の報告について（通知）」では、選定理由書及び需要数の提出とともに、各学校で教科書の選定案を決定するまでの経緯を時系列にまとめて報告するよう指導をした。

報告資料 3 ページを御覧いただきたい。今回採択した令和 3 年度使用県立高等学校教科用図書の需要数総括の資料である。県立高等学校の需要数をまとめたものとなっている。4 ページから 20 ページは、種目ごと発行者ごとの集計表となっており、表中の第一部とは、現行の学習指導要領に適合した教科書となっている。

【岡本委員】

県立中学校については、実質的に審議会を開き最終決定をする。県立高校については、教育長の専決と採択となっており、実質的な選定は各学校の校長となっているが、この差はどこにあるのか。

【学習指導課長】

県立高等学校は、学科等も含めて各学校の専門性が非常に高い。そのために選定する教科書は、それぞれの学校の実情が異なることや教科書の種目数も多いことから、校長が選定し、選定結果及び教科書選定理由を県教育委員会に提出し、教育長の専決により承認している。これについては、行政組織規則で定められている。

【澤川教育長】

各学校で明確な理由に基づいて教科書を採択し、県教育委員会への提出書類に明記することが重要である。報告資料の1ページの上の枠について、特に教科書選定理由は学校で慎重に議論し、この教科書が生徒の実態に即したものであるのか等、明らかにしておくことが重要である。私は教育委員会での仕事は2箇所目であるが、前の県でも教育長専決の形だった。その際に、教科書選定理由を県教育委員会として慎重に審査しており、教科書選定理由書が不十分な学校には、教科書選定理由書を差し戻し、再度検討することを依頼していた。千葉県でも同じように実施しており、丁寧に審査することが重要である。

【佐藤委員】

旧制度に基づいた第2部、第3部の教科書について、両方とも農業関係が多いが、教科書の内容が新しい基準に合致していない、進んでいないということか。

【学習指導課長】

第2部は、平成11年文部省告示の教科書で学習指導要領に基づいたものである。そして第3部は平成元年に文部省が告示した学習指導要領に基づいている。今回、第3部を選択している学校があるが、農業の「栽培環境」という科目である。これに適した教科書が、現行の第1部にはなく、第3部から選択している。

【澤川教育長】

学校設定科目について「栽培環境」の教科書が第1部にないため、前の教科書をもって使用しているということか。

【学習指導課長】

そうである。

報告1は終了

報告2 令和3年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

【特別支援教育課】

令和3年度使用県立特別支援学校高等部教科用図書の採択について、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号の規定に基づき、教育長専決により処理したので、その内容を報告する。報告資料の21ページを御覧いただきたい。県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択のしくみについて説明する。特別支援学校高等部の教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号、県立特別支援学校管理規則第14条第2号、千葉県教育委員会行政組織規則第12条第7号に基づき、県教育委員会において学校から提出された選定理由書に記載されている選定理由等の聞き取り調査等を行ったうえで、選定理由の審査後、教育長専決により採択することになる。なお、特別支援学校高等部で使用する教科書には、県立特別支援学校管理規則第14条第2号に示されているとおり、文部科学大臣の検定を経たものと、文部科学省が著作の名義を有するものの2種類がある。

報告資料22ページを御覧いただきたい。「県立特別支援学校高等部教科書採択の流れ」には採択、需要数報告までの今年度の経緯等が示されている。報告資料23ページは、令和3年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択状況と需要数をまとめたものである。以上、県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択手続きが終了したことを報告する。

なお、第5回教育委員会会議の報告1「令和3年度使用県立特別支援学校の教科用図書の採択について」は、一部内容に誤りがあり、訂正して千葉県教育委員会ホームページに掲載したことを報告する。

【岡本委員】

21ページの「県立特別支援学校高等部の採択のしくみ」の「選定理由の審査」について。採択の仕方や流れは、高等学校と書き方が違うが、なぜか。

【特別支援教育課長】

高等学校と表記の仕方が違っているが、基本的な考え方や流れの確認については高等学校も特別支援学校も同じである。

【澤川教育長】

来年度の資料については、採択のしくみや、図の内容など共通しているところは、学習指導課、特別支援教育課と協議し、資料を作成してほしい。

6月16日付けで、高等学校と特別支援学校がそれぞれ通知を出しているが、内容は共通か。学校に報告させる内容は同じなのか。

【特別支援教育課長】

高等学校と同じである。表記については、今後改めて確認する。

【特別支援教育課長】

選定経緯の確認については、各学校が校内教科書選定委員会を組織し、校長、各教科の責任者、高等部の責任者等で精査し選定する。各学校から、提出された選定理由書の内容を事務局が確認する。

【澤川教育長】

特定の者だけが教科書を決めるのではなく、関係者がしっかり意見を交換し合うプロセスを経ていることを確認している。

【花岡委員】

基礎的・基本的な内容については、校長が決めているのか。

【特別支援教育課長】

校長が決定する。

【花岡委員】

生徒の障害の種類や程度等の実態に即した教科書の選定になると思うが、教員だけでなく保護者の意向は入るのか。

【特別支援教育課長】

教科書は教育課程に即して選定する。特別支援学校の教育課程は、個別の指導計画が中核を占める。個別の指導計画の作成に当たっては、保護者と連携を図っており、間接的ではあるが、保護者の意見を聞き取っていることになる。

【貞廣委員】

各教科、1つの教科書を選定するのではなく、小中学部のように、高等部も障害の多様性に応じた、教科書に準ずるものがいろいろ用意されているべきではないか。教科書だけで個別の指導計画に則った多様できめ細かな指導を行うことができるのか。

【特別支援教育課長】

今回は、文部科学省の検定教科書と著作教科書の採択となる。各学校では、準教科書として市販されている一般図書の中から、子供の障害に応じて、最もふさわしい教材を選定し、教育委員会に報告することになっている。これについては課長決裁となるが、一つ一つ丁寧に確認していく。

報告 2 は終了

< 傍聴・報道 退出 >

第 30 号議案 教育委員会の点検・評価（令和元年度事務を対象）について

【教育総務課長】

この点検・評価は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づいて、毎年実施するもので、今回は令和元年度事務についての報告書を取りまとめた。別添報告書（案）を御覧いただきたい。

前書き、目次に続き、1 ページの第 1 章では点検・評価の目的・報告書の構成・進め方について記載している。点検・評価報告書の構成にあるとおり、単年度ごとの事務についての点検・評価に加え、令和元年度は第 2 期千葉県教育振興基本計画の最終年度のため、5 年間の総括を行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応についても記載した。続く 3 ページから 7 ページまでの第 2 章では「点検・評価の総括」として、教育委員の活動と教育委員会の所管施策について記載し、教育委員の活動としては、総合教育会議の概要、第 3 期教育振興基本計画策定に向けての取組についてまとめた。また、4 ページからの教育委員会の所管施策の総括として、第 2 期教育振興基本計画における 3 つの指標の達成状況についてまとめた。3 つの指標に対する保護者の満足度はいずれも 8 割を超え、高い水準にあると言えるが、基準年度との比較では、「学習指導」と「学校・家庭・地域連携」の 2 つの項目で減少し、「子供の様子」の項目で同じ値となった。5 ページからは、それぞれの指標の達成状況に係る要因分析と改善策を記載したが、これらの改善策については第 3 期教育振興基本計画の取組に生かしていく。また、それぞれに共通する課題の一つは、子供たちの姿や学校の教育活動が保護者や地域に十分伝わっていない点であることから、積極的な情報発信に努めることも重要だと考えている。8 ページ以降の第 3 章の「教育委員の活動」、第 4 章の「教育委員会の所管施策」では、令和元年度の取組の具体的な内容について記載している。54 ページから 57 ページまでの第 5 章では、「外部有識者からの意見」を掲載した。8 月 5 日に開催した点検評価委員会で外部有識者からは、「『学校・家庭・地域連携』は重要事項であり、第 3 期教育振興基本計画でもしっかり取り組んでほしい。」「教員が担っている業務が増えてきているため、教育に専念できる環境づくりをしていく必要がある。」といった意見をいただいた。最後に 58 ページからの第 6 章では、新型コロナウイルス感染症への令和元年度中の主な取組について記載した。

【貞廣委員】

第 6 章の新型コロナウイルスへの対応の記載では、国、県の動向と県教育委員会の主な対応が対比された形でまとめられており、今後の対応に向けても記録として残せていると感じる。昨年度途中までは各委員が教育現場の視察や教職員、児童生徒等との懇談ができていたが、秋以降の災害対応や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から視察に出られなくなっている。教育現場の現状を知る機会を設けることはできないか。

【教育総務課長】

点検評価委員からも指摘があったが、学校現場の教職員と教育委員が情報を交換できるような機会を積極的に設けていく必要があると考えている。どのような形であれ、各委員が現場の状況を少しでも把握できるように工夫をしていきたい。

【貞廣委員】

児童生徒の活動の様子を見たり、学級担任や教科担任の先生方の生の声を聴くことができたなら、委員として教育現場の現状や困り感等をさらに実感できると思う。その際には、学校、先生方、子供たちに負担の少ない形となるようお願いしたい。

【澤川教育長】

学校現場に足を運ぶと言葉では言い表せないような情報を感じ取ることができると思う。校長会との懇談会も予定されているので、そこで委員としての質問や意見を投げかけてほしい。「学校の負担にならない」「感染を広げない」という点に注意しながら、何ができるかを検討していきたい。

【岡本委員】

学校の実状を理解するために、学級担任や児童生徒との情報交換も考えていただきたい。

【佐藤委員】

視察をすると、部活動の取組や生徒の生き生きした姿に感動する。また、直接先生方の話を聴くと、現場の苦労や新たな活動等、学校の変化を実感する。形を工夫して子供たちや先生方との交流をしていきたい。

【澤川教育長】

第30号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第30号議案は、原案どおり可決する。

第31号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告